

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	わかやまけんかいなんし	ふりがな	しもつちょうちく かつせいかけいかく
計画主体名	和歌山県海南市	活性化計画名	下津町地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度～令和5年度 令和3年度～令和4年度	総事業費（交付金）	1,183,455千円（273,232千円）
活性化計画目標	交流人口の増加 265,122人 (令和5年度～令和7年度平均)	事業活用活性化計画目標	①交流人口の増加 265,122人 (令和5年度～令和7年度平均) ②イベントの開催件数 16件(令和7年度)

計画主体 確認の日付	令和3年2月1日	農林水産省 確認の日付	令和3年2月1日
------------	----------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	○	活性化計画目標を達成することにより、交流人口の増加【令和元年度 114,878人⇒令和5年度～令和7年度平均 380,000人(1年265,000人増加)】を目標としており、交流人口の増加、ひいては定住人口の増加につながるが見込まれるため、法律及び基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	○	事業活用活性化計画目標は、農林水産物等の販売・加工促進で、評価指標は、交流人口の増加 265,122人、イベントの開催件数 16件であり、農山漁村交流対策型から設定しており、交付対象事業を農山漁村と都市との地域間交流等の促進を図り、農山漁村の活性化を推進するための農林水産物直売所としているため、整合がとれている。

	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画目標については、事業を契機に生まれる人の流れを活かして「交流人口の増加及び地域の活性化を図る」としている。また、事業活用活性化計画の目標については、農水産物直売施設や地元食材を使った飲食施設・ベーカリー等を整備し、「農林水産物等の販売・加工促進」することで、当該施設を訪れる交流人口の増加及び産地の活性化につなげるとしている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	海南市が計画主体となり、改善期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	○	海南市の総合計画においても、当該地区の整備事業については位置付けている。また、第2次海南市総合戦略においても、当該事業の整備について令和2年3月に位置付けている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	○	地元農業協同組合、漁業協同組合等、農業・漁業関係者をはじめとした地域住民の合意のもとに計画を進めている。農業者団体、漁業者団体の長、市民団体、女性団体等のメンバーで構成される「整備検討懇話会」を4回開催した。また、住民説明会については、2回開催し、計43人が出席し、合意形成を図った。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	○	住民説明会整備検討懇話会では、委員に女性団体の代表に入っただき、意見を聞く機会を設け、それらの提案等を取り入れ計画の策定を行っている。また、住民説明会では43人中3人の女性の出席者があった。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○	○	事業の推進体制として、庁内検討組織のほか、庁外検討組織として、農業者団体、漁業者団体の長等により構成される「道の駅整備検討懇話会」を設立し、海南市の農業・漁業・産業等、関係各課並びに市内の農業協同組合、漁業協同組合等と連携のもと、事業推進を図っている。

1-6	<p>活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか</p> <p>農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか</p>	○	○	<p>本事業の内容については、農水産物直売施設、地元食材を使った飲食施設、ベーカリーの他、農水産物の加工施設等の機能を付加したものであり、地元農水産物の販売促進、地産地消、六次産業化の推進等を図ることで、地元の人が地元への「愛着」や「誇り」を醸成する機会を提供するとともに、地域が誇る農水産物の魅力を広く市内外に発信し、地域外から多くの人を呼び込み、交流人口の増加、地域産業の活性化に資するものであるため、活性化計画の目標である「交流人口の増加」また、事業活用活性化計画目標である「農林水産物等の販売・加工促進」と事業内容の整合性は確保されている。</p> <p>該当なし</p>
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○	○	<p>活性化計画の計画期間の計画期間は、令和3年度～令和5年度までの3年間、事業実施期間は令和3年度～令和4年度とし、評価期間は令和5年度～令和7年度とする。また、基本方針第四の3の④及び要領第4を満たしている。</p>
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	—	—	該当なし
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	○	<p>総事業費 1,183,455 千円 交付要望額 273,232 千円 交付額算定率 50% 交付限度額 交付対象事業費 546,465 千円×交付額算定交付率 0.5 =273,232 千円</p> <p>(内訳) ①建築費 417,765 千円 (1,440.57 m²×290,000 円) ×1/2 =208,882 千円 ②附帯工事費 128,700 千円×1/2=64,350 千円</p> <p>交付限度額の範囲内である。</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○	○	活性化計画では、下津町地区を計画区域としている。

				<p>○当該地区活性化計画区域内の農林地は、全体面積の 83.8%を占める。(令和元年度)</p> <p>活性化計画区域の総面積 3,738ha 活性化計画区域の農林地面積 3,133ha</p> <p>$3,133/3,738 \approx 83.8\%$</p> <p>○当該地区活性化計画区域内に、市街化区域及び用途地域は含まれない。</p> <p>○区域内における全就業者に占める農林漁業従事者の割合は約 26%である(H27 年度)</p> <p>活性化計画区域の全就業者数 5,959 人 活性化計画区域の農林漁業者数 1,549 人 $1,549/5,959 \approx 26\%$</p>
--	--	--	--	--

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	○	今回、新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	○	施設整備にあたっては、建築基準法等各種関係法令をはじめ、建築設計基準、建築構造設計基準、和歌山県福祉のまちづくり条例設計マニュアル、和歌山県景観計画、同ガイドライン、和歌山県公共事業景観形成指針、同ガイドブック、木造計画・設計基準及び同資料等の設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性を確保すると共に、設計・施工については有資格者における検査体制を確保する。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の	○	○	本施設は、実施要領別表2の事業メニュー㉖の地域連携販売力強化施設の整備であり、木造については耐用年数が鉄骨造より短いことやメンテナンスに係るコスト、建築コストがかかるため木造化はできないが、鉄骨造平屋建てとして建築基準法（昭和25年法

	地域資源活用起業支援施設及び㉔の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。			律第 201 号) その他法令に基づき実施設計に取り組んでいるところである。また、できる限り内装の木質化が図られるよう、実施設計において内装設計に取り組んでいるところである。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	—	該当なし
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—	—	該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	○	交付対象となる施設は鉄骨造の建物であることから、減価償却資産の耐用年数は 34 年である。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	○	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領に基づき、費用対効果を算定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・年総効果額 83,031 千円 <li style="padding-left: 20px;">（内訳）農林水産物販売促進効果額 46,531 千円 <li style="padding-left: 40px;">就業機会増加効果 36,500 千円 ・総合耐用年数 34 年 ・還元率 0.0543 ・妥当投資額 1,528,700 千円 ・投資効率 1.29
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	○	投資効率=1.29 である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	○	事業メニュー：地域連携販売力強化施設（農産物直売所等） 要件類別：農山漁村交流対策型 事業：第 1 農村地域等振興支援

				<p>事業要件：実施できる事業は、⑦地域販売力強化施設。</p> <p>実施主体：市町村</p> <p>上記は別表3に定める要件および基準を満たしている。</p> <p>特定農山村、半島振興法に規定される地域に該当する</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	○	<p>事業主体は海南市であり、目的外使用の恐れは無い。</p> <p>(事業については、指定管理者に委託する予定である)</p>
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	○	<p>当該地区の入込客数の現状（令和元年度）については、和歌山県観光客動態調査報告書より算出しているものであり、今後については、当該施設整備後の推計を行っている。</p> <p>また、来場者数については、前面道路である国道42号、整備中である有田海南道路等の年間通行台数や将来交通量を勘案し、立寄率を算出している。</p>
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	○	<p>国道42号沿線では和歌山市から由良町の白崎海洋公園までの間に道の駅がなく、農産物直売所については、海南市重根地区に1か所（約9km自動車約20分）平成18年度に建設されているのみであり、他施設と競合する可能性は低いと判断しているが、これらについては、「海南市道の駅整備基本計画」において実施した商圈、前面道路の状況、競合・連携する施設について分析を行い、近隣市町村の類似施設の賦存状況、利用状況等について確認し、整備を進めている。</p>
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	○	<p>当該施設は、現在整備中である有田海南道路及び国道42号に隣接し、海南湯浅道路海南ICと下津ICからはともに10分以内に位置する。下津町地域の交通面の要衝の地である。そのため、利用対象者は、周辺市町をはじめ、休日には近畿圏から和歌山マリーナシティ等の大型観光施設を訪れる若者・ファミリー層をターゲット</p>

			<p>トにしている。</p> <p>また、平日、休日、午前、午後など利用者や時間帯によるターゲットの設定を行っている。また、冬季期間中については、開館時間の短縮、夏季休暇中には開館時間を延長するなど、フレキシブルに対応する。</p> <p>施設については、基本的に年中無休で当該施設を利用する方はもとより、前面道路を通過する道路利用者の休憩施設も併設していることから、これら立ち寄り客の利用も想定している。</p> <p>「海南市道の駅整備基本計画」において、他の道の駅の年間入込客数をもとに売り上げ見込みが算定されており、道の駅については利用者数 265,000 人/年としている。</p>
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	○	<p>当該整備地域は、現在整備中である有田海南道路と国道 42 号及び県道の 3 面からアクセス可能となり、下津町地域の交通面での要衝の地となる。また、みかんとお菓子発祥の地である橋本神社、国宝建造物が 4 つある長保寺のほか、熊野古道、釣り公園しもつピアランド等の観光地にほど近く、これら施設への中心に位置することから、情報を集約し、発信する拠点と位置付け、これら周辺施設を有機的に結ぶ中核施設として、当該施設の整備を進める。</p>
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	○	<p>海南市道の駅整備基本計画を策定し、当該施設のみかんとお菓子によるブランド化や来場ターゲット、商圈調査等実施し、戦略を立てている。また、これらをもとに利用計画には、「民間ノウハウを活かした効率的な経営戦略」をはじめ、「認知度を高める、集客力を高めるための広報、宣伝の実施、販路拡大」、「みかんとお菓子を活かしたブランド化の推進」、「最小の経費で適正な管理」など経営戦略を立てている。</p> <p>運営体制については、指定管理者制度を予定しているが、地域の</p>

				新たな雇用を生み出す職員体制や曜日や時間帯、季節別の利用ニーズに応じた運営を実施するなど運営体制の検討がされている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	○	施設の運営予定者である事業者が想定する正規職員、パート職員に占める女性の割合が高く、施設の運営にあたり、女性の視点に立った運営がなされるよう配慮がされている。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	○	市場価格の調査、基本設計における事業費の積算及び海南市担当部署により積算を行っており、妥当な積算である。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	○	建設・整備コストの低減化については、市場価格等を十分に調査し、実施設計においてより低廉な資材の活用について検討する等、整備コストの低減に努めている。また、海南市が責任を持って実施設計を進めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	○	附帯施設は、駐車場、外構一式であり、汎用性がない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	○	備品は、厨房施設（業務用調理器、業務用冷蔵庫、加工施設急速冷凍機等）等を整備予定であり、汎用性の高いものではない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	○	当該整備地域は、現在整備中である有田海南道路と国道 42 号及び県道の 3 面からアクセス可能となり、下津町地域の交通面での要衝の地となるため、集客面から好立地と考えられる。また、主要産物であるみかん産地をはじめ、漁業のさかんな塩津、戸坂漁港とも近傍にあり、農水産業者の利便性が高く、今回の施設整備による農水産業者及び観光客等の利用者の両方の利用率が高まり、設置目的に合致する。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	○	用地については、令和 2 年度中に取得予定であるが、既に海南市と地権者との間で事前交渉を行っており、用地確保の見通しがついている。

2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	—	該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	—	—	該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○	○	地域振興施設全体の延べ床面積は1,659㎡を予定しているが、交付対象となりうる延べ床面積は、1,493㎡であり、1,500㎡以下となる。(交付対象とする事業規模は1,440㎡である。)
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	○	○	施設上限事業費 417,765千円(1,440.57㎡×290,000円)×1/2=208,882千円で算出している。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	○	活性化区域内には、同様の施設が存在しないことから地域内の競合はない。 生産者自らが地元で取れた農水産物を消費者に直接販売する等、交流機会を設ける。また、生産者は地元の産物を出品し、消費者が地元産品を購入する等、生産者と消費者が地産地消の促進を図るため、オープン前から地域の説明会や広報紙等により呼び掛ける。 農水産物直売施設、飲食施設、ベーカリー等への来場者が、当該

				地域の国宝建造物である長保寺、熊野古道、みかん、お菓子の発祥の地である橋本神社等の文化施設をはじめ、つり公園シモツピアーランド、等、地域内の他の観光施設等と連携することにより、地域全体の集客率の向上に取り組む。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	○	現在、当該地域が誇る農水産物を広く市外、県外の方々に販売、情報発信、PR できる施設がない。本施設を整備することで、今回、日本農業遺産に認定された「しもつ蔵出しみかん」をはじめ、塩津漁港の養殖かき、戸坂漁港のハモなどの農水産物の販売力強化をはじめ、情報発信、PRすることでブランド化の推進が図られることから、本施設を整備が必要である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	○	施設の通年営業により、従業員の通年雇用が図れるとともに、所得の安定が図れる。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	○	加工施設の整備により、地元産物を使用した6次産業化の推進に寄与できる施設となる。また、施設運営事業者が想定する正規職員、非常勤職員に占める女性の割合が高く女性の参画の促進に寄与される施設となる。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	○	事業内容、事業費を精査し、予算化措置を行う。起債計画に関しては、本市財政部局等関係機関と十分検討・調整を行っている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	○	建築工事、附帯工事は一般競争入札に付するものとし、競争性のある契約方式とする。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	○	施設の設置及び維持管理については、施設設置条例及び管理運営規則を制定し、適正に管理・運営を行う。また、管理運営については、指定管理者制度を適用し、民間の力を利用した効率的な経営に努める。保守管理費については、収支計画に計上し、適切に行う。

	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	○	収支計画を策定し、各施設の売上、原価、粗利益のほか、人件費、広告宣伝費、消耗品費、光熱水費、保守管理点検費等を計上している。また、これら収支計画について、税理士から経営診断を受けて適正なもの判断されている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○	○	子育て支援スペース、ベビールーム、集中備蓄倉庫等、交付対象とならない施策については、対象外とし、共用部分についても面積比率で按分している。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設総面積 1,659 m² ・対象外施設 178.82 m² 子育て支援スペース、ベビールーム、集中備蓄倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象専用面積 1,180.97 m² ・共用面積（通路、多目的トイレ）298.91 m² 共用面積のうち、対象専用面積と対象外により按分 対象：対象外＝259.6：39.31
	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○	○	他の事業への重複申請はないが、当該交付金の対象とならない土地造成費、用地取得費、自家発電装置について以下の事業を活用する予定である。 【都市総合防災推進事業】 用地造成費、用地取得費を令和3年度事業として、自家発電装置については令和5年度に要望予定
2-20	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではない	—	—	該当しない
2-21	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	—	—	該当しない
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配	○	○	国土強靱化施策（道の駅整備事業）

	分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。)			
--	---------------------------------------	--	--	--

- 注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。
- 2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
 - 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。